

傷害保険普通保険約款

第1章 当会社の責任

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

第2条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第2章 保険金を支払わない場合

第3条（保険金を支払わない場合 - その1）

当会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または被保険者の故意
- (2) 保険金を受け取るべき者（保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (4) 被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車もしくは原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）を運転している間、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- (5) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- (6) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (7) 被保険者に対する刑の執行
- (8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事变または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

は暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (11) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染

当会社は、被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、当該症状の原因のいかんを問わず、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合 - その2）

当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていないときは、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- (2) 被保険者が自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具（以下この号において「乗用具」といいます。）による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）もしくは試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）（以下この号においてこれらを「競技等」といいます。）をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、自動車等を用いて道路上でこれらのことを行っている間（法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間を除きます。）については、この限りではありません。

第3章 保険金の種類および支払額

第5条（死亡保険金の支払）

当会社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額（既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

第29条（死亡保険金受取人の指定または変更）第1項から第3項までの規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第29条（死亡保険金受取人の指定または変更）第5項の死亡保険金受取人が2名以上であるときは、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

当会社は、被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下同様とします。）が生じたときは、保険金額に別表2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を

要する状態にあるときは、当社は、事故の日からその日を含めて181日目における医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

別表2の各号に該当しない後遺障害に対しては、被保険者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2の各号に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表2の第1号(3)、(4)、第2号(3)、第4号(4)および第5号(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の第7号から第9号までに掲げる上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

既に身体に障害のあった被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3の各号のいずれかに該当したときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2の各号に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既にあった身体の障害（以下この項において「既存障害」といいます。）がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものであるときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する割合から、既存障害に対応する割合を差し引いて得た割合により後遺障害保険金を支払います。

前各項の規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

当社は、被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次の各号のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、1日につき、保険証券記載の入院保険金日額（第4項において「入院保険金日額」といいます。）を入院保険金として被保険者に支払います。

(1) 入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することを行います。）した場合

(2) 別表4の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けた場合

当社は、いかなる場合においても、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

当社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表5に掲げる手術を受けたときは、入院保険金日額に手術の種類に応じて別表5に掲げる倍率（1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率）を乗じた額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限りです。

第8条（通院保険金の支払）

当社は、被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数に対し、90日を限度とし

て、1日につき、保険証券記載の通院保険金日額を通院保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかった時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたとき当社は認めるときは、その日数に対し、通院保険金を支払います。

当社は、前2項の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

当社は、いかなる場合においても、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（当社の支払責任）の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払います。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第11条（告知義務）

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）が故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当社は、保険証券記載の保険契約者の住所（第16条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。以下この項において同様とします。）にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、告げなかった事実または告げた不実のことが、身体の傷害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または特約（以下「重複保険契約」といいます。）に関する事項である場合には、当社は、保険契約者または被保険者に故意および重大な過失がなかったときにも、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者または死亡保険金受取人にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

- (1) 第30条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- (2) 第30条第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。
第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (1) 第1項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当社が保険契約締結の際、第1項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者または被保険者が、第1条（当会社の支払責任）の事故によって傷害を被る前に保険契約申込書の記載事項につき書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合（第1項ただし書の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があり、かつ、当社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときを除きます。）。なお、更正の申出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- (4) 当社が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合。ただし、同項ただし書の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があり、かつ、当社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときを除きます。
第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定は適用しません。ただし、同項ただし書の規定については、この限りではありません。
- 第1項の規定による解除が傷害の生じた後になされた場合でも、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険料の返還または請求 - 告知義務）

前条第1項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、同項ただし書の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者および被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、当社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

前条第3項第3号の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

前項の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者とその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（重複保険契約に関する通知義務）

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）

保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更するときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

職業に就いていない被保険者が新たに職業に就くときまたは保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめるときも前項と同様とします。

第15条（保険料の返還または請求 - 職業または職務の変更に関する通知義務）

前条の規定による通知を受けた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の職業または職務に対して適用された保険料率（以下この条において「変更前料率」といいます。）と変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率（以下この条において「変更後料率」といいます。）との差に基づき未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

前項の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者とその支払を怠ったときは、当社は、前条の規定による変更があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率の変更後料率に対する割合により、保険金を削減して支払います。ただし、その職業または職務に従事していない間に生じた事故による傷害については、この限りではありません。

保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が前条の規定による手続きを怠った場合において、変更後料率が変更前料率よりも高いときも前項と同様とします。

第16条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第5章 保険契約の無効、失効および解除

第17条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3号において同様とします。）に詐欺の行為があったとき。
- (2) 他人を被保険者とする保険契約について、その者の同意を得なかったとき。ただし、死亡保険金受取人の指定のない場合には、この限りではありません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が既に事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

第18条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、第5条（死亡保険金の支払）第1項の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって被保険者が死亡したときは、保険契約は効力を失います。

第19条（保険料の返還 - 無効または失効の場合）

保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取る

べき者(これらの者の代理人を含みます。)に故意または重大な過失があったときは、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)に故意および重大な過失がなかったときは、当社は、無効の場合には既に払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、失効の場合において、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第20条(保険契約の解除)

当社は、第13条(重複保険契約に関する通知義務)に規定する重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険証券記載の保険契約者の住所(第16条(保険契約者の住所変更に関する通知義務)第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。次項において同様とします。)にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

前項のほか、当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解除する日の30日前までに保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故を生じさせたこと(未遂を含みます。)が判明した場合
 - (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)に詐欺の行為があったことが判明した場合
 - (3) 前2号のほか、当社がこの保険契約を解除する相当の理由があると認めた場合
前2項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者または死亡保険金受取人にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
- (1) 第30条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
 - (2) 第30条第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
 - (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第1項の規定による解除をした場合には、第13条(重複保険契約に関する通知義務)に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に生じた事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、次条の規定にかかわらず、当社は、その返還を請求することができます。

第1項の規定に基づく当社の解除権は、当社がその事実のあることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。ただし、この保険契約解除の場合において、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。)が故意または重大な過失により第13条(重複保険契約に関する通知義務)の規定による申出を怠り、かつ、当社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときは、この限りではありません。

第21条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条(保険料の返還 - 解除の場合)

第20条(保険契約の解除)第1項または第2項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第20条(保険契約の解除)第4項の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、当社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき傷害が生じていたときは、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第6章 事故の発生および保険金請求の手続

第23条(事故の通知)

被保険者が第1条(当社の支払責任)の傷害を被ったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。)は、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となったときまたは遭難したときは、保険契約者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)は、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前2項の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当社は、保険金を支払いません。

第24条(保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。第5項において同様とします。)が保険金の支払を受けようとするときは、別表7に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、前項の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族

前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

当社は、別表7および第2項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

被保険者または保険金を受け取るべき者が、第1項もしくは第2項の規定に違反したときもしくは前項の書類を提出しなかったとき、または第1項、第2項もしくは前項に規定する提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

第25条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

当社は、第23条（事故の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合で、当社が必要と認めたときは、当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

前項の規定による診断または死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当社が負担します。

第1項の規定による当社の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じなかったときは、当社は、保険金を支払いません。

第26条（保険金の支払）

当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が第24条（保険金の請求）第1項および第2項の規定による手続をした日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、当社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

前項の規定による保険金の支払は、当社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第27条（評価人および裁定人）

傷害または後遺障害の程度について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。

当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

第28条（代位）

当社が保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第7章 死亡保険金受取人の指定または変更等

第29条（死亡保険金受取人の指定または変更）

保険契約締結の際、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を指定することができます。

第5条（死亡保険金の支払）第1項の規定により死亡保険金が支払われる場合において、前項の規定による死亡保険金受取人の指定がないときは、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人としてします。

保険契約締結の後において、保険契約者は被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を新たに指定または変更することができます。

前項の規定による死亡保険金受取人の指定または変更を行う場合には、保険契約者は、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

第5条（死亡保険金の支払）第1項の規定により死亡保険金が支払われる場合において、死亡保険金受取人が既に死亡しており、かつ、第3項の規定による新たな死亡保険金受取人が指定されていなかったときは、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、順次の法定相続人とします。）で生存している者を死亡保険金受取人とします。

第30条（保険契約者の変更）

保険契約締結の後、保険契約者は、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させることができます。

前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。

第31条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上であるときは、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

第8章 その他

第32条（保険契約の継続）

保険期間の満了に際し、保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知に関する第11条（告知義務）の規定の適用については、同条第1項および第3項第2号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条第1項および第3項第3号の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項」と、同条第3項第3号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

保険契約継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と新たな保険証券に代わる書面とをもってこれに代えることができます。

第2条（保険責任の始期および終期）第3項の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第33条（契約内容の登録）

当社は、この保険契約締結の際、次の事項を社団法人日本損害保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- (2) 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- (3) 死亡保険金受取人の氏名
- (4) 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- (5) 保険期間
- (6) 当会社名

各損害保険会社は、前項の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、同項の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

各損害保険会社は、前項の規定により照会した結果を、同項に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

協会および各損害保険会社は、第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果を、第1項の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を当該損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関から当該損害保険会社が公開要請を受けた場合の当該公的機関以外に公開しないものとします。

保険契約者または被保険者は、当該本人に係る第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第34条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第35条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1（第4条（保険金を支払わない場合-その2）第1号関係）

第4条（保険金を支払わない場合 - その2）第1号の運動等とは、次に掲げるものをいいます。

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）、操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別表2（第6条（後遺障害保険金の支払）関係）

1. 眼の障害

- (1) 両眼が失明したとき。…………… 100%
- (2) 1眼が失明したとき。…………… 60%
- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき。…………… 5%
- (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となったとき。…………… 5%

2. 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき。…………… 80%
- (2) 1耳の聴力を全く失ったとき。…………… 30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき。…………… 5%

3. 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき。…………… 20%

4. 咀嚼、言語の障害

- (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき。…………… 100%
- (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき。…………… 35%
- (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すとき。…………… 15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき。…………… 5%

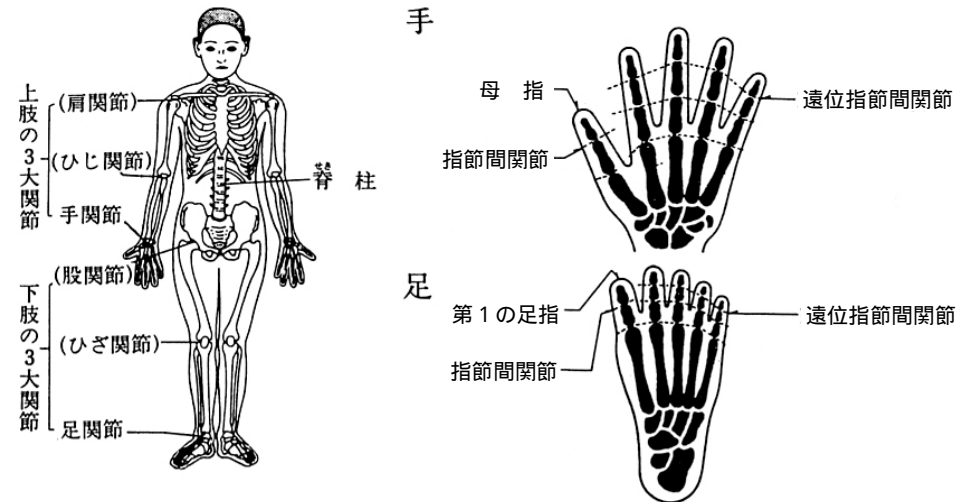
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき。…………… 15%
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残すとき。…………… 3%

6. 脊柱の障害

- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残すとき。…………… 40%
 - (2) 脊柱に運動障害を残すとき。…………… 30%
 - (3) 脊柱に変形を残すとき。…………… 15%
7. 腕（手関節以上をいう。）脚（足関節以上をいう。）の障害
- (1) 1腕または1脚を失ったとき。…………… 60%
 - (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき。 …… 50%
 - (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき。 …… 35%
 - (4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき。 …… 5%
8. 手指の障害
- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失ったとき。 …… 20%
 - (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残すとき。 …… 15%
 - (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失ったとき。 …… 8%
 - (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき。 …… 5%
9. 足指の障害
- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失ったとき。 …… 10%
 - (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残すとき。 …… 8%
 - (3) 第1足の指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失ったとき。 …… 5%
 - (4) 第1足の指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき。 …… 3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき。…………… 100%

(注1) 第7号から第9号までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。
(注2) 関節などの説明図



別表3（第6条（後遺障害保険金の支払）第5項関係）

1. 両眼が失明したとき。
2. 両耳の聴力を全く失ったとき。
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失ったときまたは両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき。
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失ったときまたは両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき。
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃したとき。

（注1） 第3号および第4号の規定中「手関節」および「足関節」については別表2（注2）の関節の説明図によります。

（注2） 第3号および第4号の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表4（第7条（入院保険金および手術保険金の支払）第1項第2号関係）

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
2. 咀嚼^そまたは言語の機能を失っていること。
3. 両耳の聴力を失っていること。
4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
5. 1下肢の機能を失っていること。
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

（注1） 第4号の規定中「手関節」および「関節」については別表2（注2）の関節の説明図によります。

（注2） 第4号の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表5（第7条（入院保険金および手術保険金の支払）第4項関係）

対象となる手術（注）	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （1）植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	20
（2）癬痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） （1）筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
（2）人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢骨観血手術	10
（2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
（2）切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 （1）指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。） （1）脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。） （1）頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
（2）頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術 （1）手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、	20

対象となる手術（注）	倍率
（2）脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術 （1）涙嚢摘出術	10
（2）涙嚢鼻腔吻合術	10
（3）涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。） （1）眼瞼下垂症手術	10
（2）結膜嚢形成術	10
（3）眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
（4）眼窩骨折観血手術	20
（5）眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術 （1）眼球内異物摘出術	20
（2）レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
（3）眼球摘出術	40
（4）眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
（5）眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術 （1）角膜移植術	20
（2）強角膜瘻孔閉鎖術	10
（3）強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術 （1）観血的前房・虹彩異物除去術	10
（2）虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10

対象となる手術(注)	倍率
(3) 虹彩離断術 <small>こう</small>	10
(4) 緑内障観血手術(レーザーによる虹彩切除術は13.(2)に該当する。)	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜復位術(網膜剥離症手術) <small>はく</small>	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術 <small>しょうし</small>	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術(茎頭顕鏡下によるものを含む。)	20
(3) 硝子体異物除去 <small>しょうし</small>	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術 <small>ろう</small>	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術 <small>ばってい</small> (抜釘術を除く。)	
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術 <small>いん へんとう こう</small>	
(1) 気管異物除去術(開胸術によるもの)	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術 <small>こう</small>	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術 <small>せん せん</small>	20
22. 顔面骨、顎関節の手術 <small>がく ばってい</small> (抜釘術を除く。)	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。)	20

対象となる手術(注)	倍率
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術 <small>かく</small>	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術(胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。)	40
(3) 胸腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう。)	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術(血液透析用シャント形成術を除く。)	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸または開腹術を伴うもの)	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの(腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。)	40
(2) 腹腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう。)	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術 <small>じん じん ぼうこう</small>	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。)	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術(いずれも経尿道的操作は除く。)	20
(3) 尿瘻観血手術(経尿道的操作は除く。)	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術 <small>こう こう のう せん</small>	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術(人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。)	20
(7) 膣腸瘻閉鎖術 <small>ちつ ろう</small>	20
(8) 造膣術 <small>ちつ</small>	20
(9) 膣壁形成術 <small>ちつ</small>	20
(10) 副腎摘出術 <small>じん</small>	40

対象となる手術(注)	倍率
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術(胸壁膿瘍切開術を除く。)	40
(3) 上記以外の開腹術(腹壁膿瘍切開術および ^{ぼうこう} 膀胱内凝血除去術を除く。)	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる ^{いん} 脳、 ^{こう} 咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、 ^{ぼうこう} 尿管、膀胱、尿道の手術(検査および処置は除く。)	10

(注) 上表の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。

別表6 (第22条(保険料の返還・解除の場合)第2項関係)

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表7（第24条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類

提出書類	保 険 金 種 類	死亡	後遺障害	入院・手術	通院
1. 保険金請求書					
2. 保険証券					
3. 当会社の定める傷害状況報告書					
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書					
5. 死亡診断書または死体検案書					
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書					
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類					
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書					
9. 被保険者の印鑑証明書					
10. 被保険者の戸籍謄本					
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人の指定がない場合）					
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）					

（注） 保険金を請求するときには、 を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

クレジットカード用国内旅行傷害保険特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当社は、被保険者（カード会員の資格を有する者をいいます。以下同様とします。）が、会員資格期間中で、かつ、次の各号のいずれかに該当する間に、日本国内において傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の傷害を被ったときは、この特約条項および普通約款の規定に従い保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。ただし、第2号に掲げる間については、火災または破裂・爆発によって被った傷害に限り保険金を支払います。

(1) 被保険者が公共交通乗用具に乘客として搭乗している間。ただし、次に掲げるいずれかの場合に限ります。

イ．被保険者が当該公共交通乗用具に搭乗する以前に、カード会員がその料金を特定クレジットカードにより支払った場合

ロ．カード会員がカード会社を通じて予約を行い、かつ、その料金を特定クレジットカードにより支払った場合

(2) 被保険者が次に掲げる旅館、ホテル等の宿泊施設（以下この号において「宿泊施設」といいます。）に宿泊客として滞在している間

イ．カード会員が、カード加盟店で、ノークーポンシステムを利用して予約を行った宿泊施設

ロ．カード会員が、カード加盟店で、ノークーポンシステムによらず予約を行い、かつ、被保険者が当該宿泊施設にチェック・インする以前に、その料金を特定クレジットカードにより支払った宿泊施設

ハ．カード会員が、カード会社を通じて、ノークーポンシステムによらず予約を行い、かつ、その料金を特定クレジットカードにより支払った宿泊施設

(3) 被保険者が募集型企画旅行に参加している間。ただし、宿泊を伴う募集型企画旅行で、かつ、カード会員がその料金を特定クレジットカードにより支払った場合に限ります。

前項第1号における「公共交通乗用具に乘客として搭乗している間」には次に掲げるものを含みます。

(1) 航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内にいる間。ただし、定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機で、その料金を特定クレジットカードにより支払ったもの（次号において「カード決済路線航空機」といいます。）の乘客として飛行場構内にいる間に限ります。

(2) 搭乗しているカード決済路線航空機が不時着陸した場合において、次に掲げるいずれかの間で、かつ、定期、不定期航空運送事業者の提供する交通乗用具に搭乗している間

イ．被保険者が引き続き目的地へ赴くときは、目的地に到達するまでの間

ロ．被保険者が出発地へ戻るときは、出発地に到着するまでの間

当社は、被保険者が乘客として搭乗している航空機または船舶（日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が通常の航路により日本国外を通過する場合または当該航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が第1項第1号または第3号に掲げる間に日本国外において被った普通約款第1条（当会社の支払責任）の傷害に対しても、保険金を支払います。

当社は、カード会員が第1項各号の手続を行ったあとに、カード会員の資格を失った場合でも、同号に規定する間については被保険者として扱い、同項または前項の保険金を支払います。

第1項および前2項の規定にかかわらず、クレジットカード用海外旅行傷害保険特約条項に規定する保険金が支払われるべき傷害に対しては、当社は、第1項または第3項の保険金を支払いません。

普通約款第5条（死亡保険金の支払）第1項、第6条（後遺障害保険金の支払）、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）第1項および第4項ならびに第8条（通院保険金の支払）第1項および第2項の規定にかかわらず、被保険者が他の特定クレジットカードを所有している場合において、第1項の傷害に対してこの保険契約に基づいて支払うべき保険金が、被保険者1名あたり次の各号に掲げる金額（普通約款第10条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定を適用する場合は、当該規定により決定した金額とします。以下この条において「支払上限額」といいます。）をこえるときは、当社は、支払上限額を限度として保険金を支払います。

(1) 死亡保険金の場合、保険証券記載の保険金額（次号において「保険金額」といいます。）

(2) 後遺障害保険金の場合、保険金額に普通約款別表2の各号に掲げる割合を乗じた額

(3) 入院保険金の場合、保険証券記載の入院保険金日額（次号において「入院保険金日額」といいます。）に保険金の支払を受けられる期間の日数を乗じた額

(4) 手術保険金の場合、入院保険金日額に普通約款別表5に定める倍率を乗じた額

(5) 通院保険金の場合、保険証券記載の通院保険金日額に保険金の支払を受けられる期間の日数を乗じた額

前項の場合において、それぞれの支払上限額が異なる場合には、当該被保険者については、そのうち最も高い額を同項の支払上限額とします。

第1項の傷害に対して保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払責任額の合計額が、それぞれの保険契約において規定された支払上限額のうち最も高い額（以下この項において「最高支払上限額」といいます。）をこえるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{最高支払上限額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金}$$

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 特定クレジットカード

第10号に規定するクレジットカード付帯保険契約が付保された保険証券記載のクレジットカードをいいます。

(2) カード会社

特定クレジットカードの発行会社またはその提携会社をいいます。

(3) カード会員

カード会社が、クレジットカード会員規約に基づき、特定クレジットカードを貸与している者をいいます。ただし、法人会員については、特定クレジットカードの使用者としてカード会社に登録されている者をいいます。

(4) カード加盟店

カード会社と加盟店契約を締結している者をいいます。

(5) ノークーポンシステム

カード会社またはカード加盟店である旅行者（旅行者代理業者を含みます。）に対して、カード会員であることおよび特定クレジットカードにより宿泊施設の料金を支払うこと

を告知して、宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。

- (6) 公共交通乗用具
航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。
- (7) 募集型企画旅行
旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。
- (8) 募集型企画旅行に参加している間
被保険者が募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を実施する旅行者（以下この号において「募集型企画旅行者」といいます。）があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（運送・宿泊機関等には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みません。以下この号において同様とします。）のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、被保険者が離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行者に届け出ることなく離脱したときまたは復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとします。
- (9) 会員資格期間
イ．保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午前0時から末日の午後12時までの間に新たにカード会員となった者については、当該会員がカード会社に登録された日の翌日の午前0時から1年間をいいます。
ロ．保険期間中にカード会員の資格を更新する者については、更新前の会員資格期間末日の翌日の午前0時から1年間をいいます。ただし、この保険契約が継続契約でない場合においては、保険期間の初日の午前0時から更新前の会員資格期間末日の午後12時までの期間を含みます。
- (10) クレジットカード付帯保険契約
カード会社を保険契約者とし、カード会員を被保険者とする保険契約で、かつ、次の条件をすべて満たすものをいいます。
イ．保険契約者であるカード会社が保険料の全額を負担していること。
ロ．その約款または特約条項において、他のクレジットカード付帯保険契約があった場合の支払保険金の算出方法についてこの特約条項第1条（当会社の支払責任）第8項に規定する方式と同様の方式が規定されていること。
前項第9号の時刻は、日本の標準時によるものとします。

第3条（入院保険金、手術保険金および通院保険金の支払）

当社は、被保険者がこの特約条項第1条（当会社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から起算して保険証券記載の日数が満了する日以降においてなお被保険者の身体が普通約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）第1項の入院保険金または第8条（通院保険金の支払）第1項もしくは第2項の通院保険金の支払を受けるべき状態にあるときにかぎり、入院保険金、手術保険金または通院保険金を支払います。

第4条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、当該航空機または船舶が行方不明となってからまたは遭難してからその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当該航空機または船舶が行方不明となった

日または遭難した日に、被保険者がその航空機または船舶に搭乗中の事故により傷害を被って死亡したものと推定します。

第5条（被保険者名簿）

保険契約者は、常に被保険者であるカード会員の名簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
保険契約者が当社の認める正当な理由がなく、前項の規定による要求に応じないときは、当社は、保険金を支払いません。

第6条（暫定保険料）

保険契約者は、保険契約締結と同時に保険証券記載の暫定保険料（以下「暫定保険料」といいます。）を当社に支払わなければなりません。
保険期間が始まった後でも、当社は、暫定保険料を領収する前に生じた事故による傷害に対しては保険金を支払いません。

第7条（通知）

保険契約者またはその代理人は、保険証券記載の通知日までに、保険期間中の各月の一日における新たな被保険者数等を、書面により、当社に通知しなければなりません。
前項の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者またはその代理人に故意または重大な過失があったときは、当社は、保険金を支払いません。
第1項の規定による通知に遅滞または脱漏があったときは、保険期間終了後であっても、保険契約者は、これに対する保険料を支払わなければなりません。

第8条（確定保険料）

保険契約者は、前条の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料（以下この条において「確定保険料」といいます。）を保険証券記載の払込期日（以下この条において「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。ただし、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料については、暫定保険料との間でその差額を精算します。
保険契約者が前項の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときは、当社は、当該確定保険料を算出するための保険契約者またはその代理人からの通知において新たに被保険者となった者が、当該確定保険料を領収するまでの間に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
保険期間終了時に、確定保険料を暫定保険料との間で一時に精算する場合において、前条の規定による通知に基づく毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料をこえたときは、保険契約者は、当社の請求により追加暫定保険料を当社に支払わなければなりません。この場合において、保険契約者が追加暫定保険料の支払を怠ったときは、当社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に新たな被保険者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が保険金の支払を受けようとするときは、普通約款別表7に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
(1) この特約条項第1条（当会社の支払責任）第1項各号に規定する手続が行われたことを証する書類

(2) 被保険者が会員となっている他のクレジットカードに関する報告書

第10条（普通約款の適用除外）

この特約条項については、普通約款第2条（責任の始期および終期）、第5条（死亡保険金の支払）第3項、第9条（死亡の推定）、第11条（告知義務）第2項、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第15条（保険料の返還または請求 - 職業または職務の変更に関する通知義務）、第17条（保険契約の無効）第2号、第20条（保険契約の解除）第3項、第29条（死亡保険金受取人の指定または変更）、第32条（保険契約の継続）および別表7の第2号の規定は適用しません。

第11条（普通約款の読み替え）

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第4条（保険金を支払わない場合 - その2）の規定中「保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていないときは、保険金を支払いません。」とあるのは「保険金を支払いません。」
- (2) 第5条（死亡保険金の支払）第1項、第6条（後遺障害保険金の支払）第1項および第5項、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）第1項、第8条（通院保険金の支払）第1項、第10条（他の身体の障害または疾病の影響）ならびに第23条（事故の通知）第1項の規定中「第1条（当会社の支払責任）」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）」
- (3) 第5条（死亡保険金の支払）第1項の規定中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者の法定相続人」
- (4) 第5条（死亡保険金の支払）第2項の規定中「第29条（死亡保険金受取人の指定または変更）第1項から第3項までの規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が」とあるのは「前項の場合において、被保険者の法定相続人が」、「死亡保険金受取人に」とあるのは「被保険者の法定相続人に」
- (5) 第6条（後遺障害保険金の支払）第6項の規定中「保険期間」とあるのは「会員資格期間」
- (6) 第11条（告知義務）第1項の規定中「保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。）」とあるのは「保険契約者またはその代理人」、「身体の傷害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または特約」とあるのは「他のクレジットカード付帯保険契約」
- (7) 第11条（告知義務）第3項第3号および第4号の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者またはその代理人」
- (8) 第11条（告知義務）第3項第3号の規定中「第1条（当会社の支払責任）の事故によって傷害」とあるのは「この特約条項第1条（当会社の支払責任）の傷害」
- (9) 第12条（保険料の返還または請求 - 告知義務）第1項の規定中「保険契約者および被保険者（これらの者の代理人を含みます。）」とあるのは「保険契約者およびその代理人」
- (10) 第13条（重複保険契約に関する通知義務）および第20条（保険契約の解除）第6項の規定中「保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）」とあるのは「保険契約者またはその代理人」
- (11) 第31条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱）第1項および第2項の規定中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者の法定相続人」
- (12) 別表7の第8号において「死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定がないときは、被保険者の法定相続人）」とあるのは「被保険者の法定相続人」
- (13) 別表7の第11号において「法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人の指定のない場合）」とあるのは「法定相続人の戸籍謄本」

第12条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

家族特約条項（クレジットカード用国内旅行傷害保険用）

当社は、この特約条項により、クレジットカード用国内旅行傷害保険特約条項（以下「カード特約」といいます。）の被保険者をカード特約第2条（用語の定義）第1項第1号の特定クレジットカード（以下この項において「特定クレジットカード」といいます。）の発行会社またはその提携会社（以下この項において「カード会社」といいます。）が、クレジットカード会員規約に基づき、特定クレジットカードを貸与している者（法人会員については、特定クレジットカードの使用者としてカード会社に登録している者をいいます。以下「カード会員」といいます。）およびカード会員と生計を共にする保険証券記載の親族とします。

前項のカード会員と親族の続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。この特約条項により被保険者の資格を有する者についても、カード特約第1条（当社の支払責任）第6項から第8項までの規定を準用します。

航空機搭乗危険担保特約条項（クレジットカード用国内旅行傷害保険用）

第1条（当社の支払責任）

当社は、クレジットカード用国内旅行傷害保険特約条項（以下「カード特約」といいます。）第1条（当社の支払責任）第1項および第2項の規定にかかわらず、被保険者（カード会員の資格を有する者をいいます。以下同様とします。）が、会員資格期間中で、かつ、航空機に搭乗している間に、日本国内において傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）の傷害を被ったときに保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。）を支払います。

前項の「航空機に搭乗している間」には、次に掲げるものを含まず。

- (1) 航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内にいる間。ただし、被保険者が搭乗として定期、不定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に搭乗する場合に限り、かつ、不定期、不定期航空運送事業者の提供する交通乗用具に搭乗している間
- イ．被保険者が引続き目的地へ赴くときは、目的地に到着するまでの間
- ロ．被保険者が出発地へ戻るときは、出発地に到着するまでの間

当社は、被保険者が搭乗している航空機（日本国を出発して日本国に帰着する予定の航空機をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が通常の航路により日本国外を通過する場合または当該航空機に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合において、被保険者が第1項に掲げる間に日本国外において被った普通約款第1条（当社の支払責任）の傷害に対しても、保険金を支払います。

第2条（カード特約の適用除外）

この特約条項の付帯された保険契約については、カード特約第3条（入院保険金、手術保険金および通院保険金の支払）の規定は適用しません。